## 研究開発経費の費目 (競争的資金制度)

大分類	中分類	説明
I. 物品費	1. 設備備品費	委託研究業務の実施に直接必要な物品に係る経費。
	1. 製作又は購入の場合	委託研究業務の実施に直接必要な物品(使用可能期間
		が1年以上のもの)の製作又は購入に係る製造原価又は
		購入に要する経費。
	2. リース・レンタルの場合	委託研究業務の実施に直接必要な物品をリース・レン
		タルにより調達する場合に要する経費(委託研究業務の
		ために直接必要であって、委託先又は第三者所有の実験
		装置、測定機器その他の設備、備品等の使用料)。
	2. 消耗品費	委託研究業務の実施に直接必要な物品(使用可能期間
		が1年未満のもの)の製作又は購入に係る製造原価又は
		購入に要する経費。
Ⅱ.人件費・	1. 人件費	
謝金	1. 研究員費	実施計画書に登録されている、委託研究業務に直接従
		事する研究者、設計者及び工員等の人件費(原則として
		本給、賞与、諸手当(福利厚生に係るものを除く))。
	2. 研究補助員費	委託研究業務に直接従事するアルバイト、パート、派
		遣社員等の経費(福利厚生に係る経費を除く)。
	2.謝金	委託研究業務の実施に必要な知識、情報、意見等の交
		換、検討のために設置する委員会等(シンポジウム、セ
		ミナー、ワーキング・グループを含む)の開催や運営に
		要する委員等(講演依頼を行う外部講師を含む)謝金、
		又は個人による役務の提供等への謝金。
	旅費(旅費、委員等旅費、委員調査費)	委託研究業務の実施に特に必要となる出張等での、研
		究員の旅費(交通費、日当、宿泊費)、学会参加費等で
		あって、委託先の旅費規程等により算定された経費。
		また、委託研究業務の実施に必要な知識、情報、意見
Ⅲ.旅費		等の交換、検討のために設置する委員会等(シンポジウ
		ム、セミナー、ワーキング・グループを含む)の開催や
		運営に要する委員等旅費。加えて、委員会の委員が委託
		研究業務の実施に必要な調査に要する旅費(交通費、日
		当、宿泊費)、学会参加費、その他経費等の委員調査費。

Ⅳ. その他	1. 外注費(業務請負費(ソフトウェア	
17. での他		委託研究業務に直接必要な装置のメンテナンス、デー
	外注費含む)、保守費、改造修理費)	タの分析等の外注にかかる経費(業務請負費(ソフトウ
		ェア外注費含む)、保守費及び改造修理費)。
	2. 印刷製本費	委託研究業務の実施に直接必要な資料、成果報告書等
		の印刷、製本に要した経費。
	3. 会議費	委託研究業務の実施に必要な知識、情報、意見等の交
		換、検討のために設置する委員会等(シンポジウム、セ
		ミナー、ワーキング・グループを含む)の開催や運営に
		要する会議費、会場借料、消耗品費、資料作成費、その
		他の経費。
	4. 通信運搬費(通信費、機械装置等運	委託研究業務の実施に直接必要な物品の運搬、データ
	送費)	の送受信等の通信・電話料、及び機械装置等運送費等。
	5. 光熱水料	委託研究業務の実施に直接使用するプラント及び機
		器等の運転等に要する電気、ガス及び水道等の経費。
	6. その他(諸経費)(設備施設料、そ	委託研究業務の実施に必要な設備、施設使用等に要
	の他特別費)	する経費。また、委託研究業務の実施に必要なもので
		あって、他項に掲げられた項目に該当しないが、特に必
		要と認められる経費。
	7. 消費税相当額	「人件費」、「外国旅費のうち支度料や国内分の旅費
		を除いた額」、「謝金」等の消費税に関して非(不)課
		税取引となる経費の消費税率(5%)に相当する額。
Ⅴ. 間接経費	間接経費	I ~IVの直接経費(消費税及び消費税相当額含む)に
		間接経費の比率を乗じた額。(間接経費の比率の上限は
		30%)
•	-	

※ なお、上記の各項目に、研究開発対象の技術の普及啓発活動、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動に関して直接必要な経費を含めることができる(参考:「国民との科学・技術対話」の推進について(基本的取組方針)(平成22年6月19日科学技術政策担当大臣、総合科学技術会議有識者議員))。